

北九州市立大学 内部質保証推進室規程

〔平成31年3月30日〕
北九大規程第6号

(目的)

第1条 北九州市立大学内部質保証の方針に基づき、本学が自律的な組織として、その使命や目的の実現に向け、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、点検及び評価を行い、絶えず改善・向上に取り組む内部質保証を推進する全学組織として、内部質保証推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進室は、本学の内部質保証推進に関する次の事項を所管する。

- (1) 内部質保証の総括に関する事項
- (2) 内部質保証の方針並びに体制及び手続きに関する事項
- (3) 教育研究等の状況について自ら行う点検及び評価の項目及び基準に関する事項
- (4) 全学的な視点からの点検及び評価並びに改善に関する事項
- (5) 外部機関が行う本学の評価に関する事項
- (6) その他内部質保証に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進室は、次に掲げる室員で構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長 4名
 - (3) 事務局長
 - (4) その他学長が指名する教職員
- 2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(室長及び副室長)

第4条 推進室に室長を置き、学長をもって充てる。

- 2 室長は、推進室の所管事項を総括する。
- 3 学長は、必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。
- 4 副室長は、室長を補佐する。
- 5 室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、副室長がその職務を行う。

(定足数及び議決)

第5条 第2条に掲げる所管事項を審議するため、推進室会議を置く。

- 2 推進室会議は、第3条第1項に掲げる者をもって構成する。
- 3 室長は、推進室会議を招集し、その議事を主宰する。
- 4 推進室会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 推進室会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、室長の決するところによる。

(室員以外の者の出席)

第6条 室長は、必要と認めるときは、推進室会議に室員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(教育アセスメント部会の設置)

第7条 学位プログラムの点検及び評価並びに改善を推進するため、各学部・学群、研究科及び基盤教育センターに学位プログラムを基本単位とする教育アセスメント部会を置く。

2 教育アセスメント部会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(その他の部会の設置)

第8条 前条に定めるもののほか、学長は、推進室の所管事項を円滑に実施するため、必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に学長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(その他)

2 この規程の施行により、北九州市立大学評価室規程（平成18年4月1日 北九大規程第12号）、北九州市立大学教育開発支援室規程（平成21年3月1日 北九大規程第2号）及び北九州市立大学教育改善・質保証準備室規程（平成30年3月22日 北九大規程第7号）は廃止する。